

令和元年度

第2回 堺市国民健康保険運営協議会

(日 時)

令和2年1月24日(金) 午後2時から

(場 所)

堺市役所 本館地下1階 多目的室

(件 名)

- 1 令和2年度堺市国民健康保険事業の運営について(案)

・・・・資料 1 ページ

- 2 令和2年度堺市国民健康保険事業特別会計当初予算案について

・・・・資料 2 ページ

- 3 令和2年度堺市国民健康保険料率等について(諮問事項)

・・・・資料 3～16 ページ

- 4 その他

・・・・資料 17～20 ページ

基本方針

国民健康保険は、国民皆保険制度の基礎を支える重要な医療保険でありながら、被用者保険と比較して高齢者や低所得者の加入割合が高いといった構造上の課題を抱え、全国的に脆弱で不安定な財政運営を強いられてきました。

こうした中で国保財政の安定化を図るため、平成30年4月、都道府県が市町村とともに保険者となる大きな制度改革（国保広域化）が実施されました。新制度では、都道府県が財政運営の責任主体となる一方、市町村はこれまで同様、国保資格の管理や保険料の賦課・徴収、給付事業、保健事業など住民にとって身近な事業を担っています。

本市は、新制度のもとで、保険料収納対策、医療費適正化対策、保健事業などの取組を継続するとともに、国保広域化に伴う保険料負担の急激な増加を緩和するため、引き続き本市独自の激変緩和措置を講じます。

また、大阪府に対して、府内統一保険料率のより一層の低減に向けた方策や財政措置等を、引き続き求めてまいります。さらに、国に対しては、国民皆保険制度の長期的な安定のため、国民健康保険の広域化にとどまらず、国の責任において医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を実現するとともに、一本化が実現するまでは、さらなる公費拡充など、国保制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずることを、引き続き要望してまいります。

主な事業内容

1. 保険料収納対策

- (1) 口座振替の推進
- (2) コンビニ収納の推進
- (3) コールセンターを活用した納付案内、財産調査等の実施
- (4) 居住実態調査による国保資格適正化の推進
- (5) 財産調査の推進と資産判明世帯に対する滞納処分の実施

2. 医療費適正化対策

- (1) レセプト点検の着実な実施
- (2) 柔道整復施術療養費の内容点検と受診確認の着実な実施
- (3) 医療費通知の発送
- (4) 第三者求償事務の実施

3. 保健事業の実施

- (1) 特定健康診査・特定保健指導の実施
- (2) 人間ドック事業の実施
- (3) 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施

歳入

科目		平成30年度 当初予算	平成30年度 決算	令和元年度 当初予算	令和2年度 当初予算(案)	
保険料(一般被保険者+退職被保険者)	医療分	現年分 調定額	11,279,128	10,833,380	11,278,290	10,860,096
		現年分 収納率	91.04%	95.06%	93.01%	92.20%
		現年分 収納額	10,268,730	10,298,239	10,489,905	10,012,838
		滞納繰越分	597,810	625,942	531,238	482,741
		計	10,866,540	10,924,181	11,021,143	10,495,579
	支援分	現年分 調定額	4,041,503	3,886,778	3,958,352	3,936,389
		現年分 収納率	91.04%	95.01%	93.00%	92.20%
		現年分 収納額	3,679,328	3,692,925	3,681,330	3,629,182
		滞納繰越分	152,620	171,559	141,320	135,463
		計	3,831,948	3,864,484	3,822,650	3,764,645
	介護分	現年分 調定額	1,323,478	1,290,718	1,475,062	1,478,661
		現年分 収納率	90.87%	93.16%	92.98%	92.18%
		現年分 収納額	1,202,589	1,202,474	1,371,457	1,362,992
		滞納繰越分	86,592	92,156	78,505	69,712
		計	1,289,181	1,294,630	1,449,962	1,432,704
保険料計	現年分 調定額	16,644,109	16,010,876	16,711,704	16,275,146	
	現年分 収納率	91.03%	94.90%	93.00%	92.20%	
	現年分 収納額	15,150,647	15,193,638	15,542,692	15,005,012	
	滞納繰越分	837,022	889,657	751,063	687,916	
	計	15,987,669	16,083,295	16,293,755	15,692,928	
国からの支	補助金	システム整備費等補助金	0	0	17,566	6,507
		災害臨時特例補助金	1	437	1	1
		制度関係業務準備事業費補助金	0	0	5,046	0
		計	1	437	22,613	6,508
支からの	補助金	国民健康保険助成補助金	108,205	102,530	95,889	110,873
		保険給付費等交付金	66,286,096	65,982,447	65,342,039	62,379,193
		計	66,394,301	66,084,977	65,437,928	62,490,066
一般会計及び基金繰入金		9,632,918	8,569,340	9,694,339	9,917,738	
前年度繰越金		1	1,316,650	1	1	
その他		190,204	265,944	174,074	169,376	
歳入合計		92,205,094	92,320,643	91,622,710	88,276,617	

歳出

(単位:千円)

科目		平成30年度 当初予算	平成30年度 決算	令和元年度 当初予算	令和2年度 当初予算(案)
事務費等	一般管理費	1,521,766	1,432,813	1,680,920	1,415,693
	諸支出金(還付金)等	52,130	1,286,273	51,528	48,855
	計	1,573,896	2,719,086	1,732,448	1,464,548
医療費支払	療養給付費	55,573,020	53,924,719	54,962,890	52,326,358
	療養費	1,483,998	1,274,033	1,336,212	1,194,549
	高額療養費	8,155,173	7,804,783	7,868,798	7,817,174
	計	65,212,191	63,003,535	64,167,900	61,338,081
国民健康保険事業費納付金		23,879,098	23,874,715	24,256,344	24,128,493
その他の給付事業等	特定健康診査等事業費	534,195	414,883	564,887	547,269
	保健事業費	304,000	246,481	272,825	279,295
	出産育児一時金	369,785	320,047	308,854	198,642
	葬祭費	64,100	55,450	56,800	50,950
	精神・結核医療給付費	124,947	120,167	123,330	126,747
	その他(審査支払手数料等)	138,306	130,954	135,820	141,545
	計	1,535,333	1,287,982	1,462,516	1,344,448
基金積立金		4,576	76,476	3,502	1,047
歳出合計		92,205,094	90,961,794	91,622,710	88,276,617

収支	平成30年度 当初予算	平成30年度 決算	令和元年度 当初予算	令和2年度 当初予算(案)
歳入-歳出(実質収支)	0	1,358,849	0	0
単年度収支	0	42,199	0	0

(案)

資料 3 - 1

堺国保第 号
令和 2 年 1 月 日

堺市国民健康保険運営協議会
会 長 宮 本 恵 子 様

堺市長 永 藤 英 機

諮 問 書

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

- 1 賦課限度額の改定について
基礎賦課限度額を、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、610,000 円とする。
- 2 令和 2 年度分の国民健康保険料に係る特例について
 - (1) 基礎賦課額
所得割の料率を 1000 分の 80.8、被保険者均等割の額を 22,911 円、世帯別平等割の額を 27,118 円とする。
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課額
賦課割合は、所得割を 100 分の 46.04、被保険者均等割を 100 分の 31.80、世帯別平等割を 100 分の 22.16 とし、保険料率を算定する。
 - (3) 介護納付金賦課額
賦課割合は、所得割を 100 分の 45.04、被保険者均等割を 100 分の 54.96 とし、保険料率を算定する。
- 3 施行期日について
施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日とする。

令和2年度国民健康保険料率等（案）

資料3-2

○医療分

	令和元年度	令和2年度	増減
所得割率	81.9/1000	80.8/1000	△1.1/1000
均等割額	21,357円	22,911円	1,554円
平等割額	26,400円	27,118円	718円
賦課限度額	58万円	61万円	3万円

(参考)

府内統一	
令和元年度 (上段 激変緩和前) (下段 激変緩和後)	令和2年度 (上段 激変緩和前) (下段 激変緩和後)
85.7/1000	90.5/1000
81.7/1000	82.5/1000
29,713円	32,015円
28,327円	29,196円
31,799円	33,785円
30,315円	30,811円
58万円	61万円

○支援分

	令和元年度	令和2年度	増減
所得割率	27.1/1000	28.1/1000	1.0/1000
均等割額	8,316円	8,924円	608円
平等割額	9,748円	10,147円	399円
賦課限度額	19万円	19万円	0円

府内統一	
令和元年度	令和2年度
26.9/1000	26.9/1000
9,249円	9,358円
9,898円	9,875円
19万円	19万円

○医療分+支援分（合計）

	令和元年度	令和2年度	増減
所得割率	109.0/1000	108.9/1000	△0.1/1000
均等割額	29,673円	31,835円	2,162円
平等割額	36,148円	37,265円	1,117円
賦課限度額	77万円	80万円	3万円

府内統一	
令和元年度 (上段 激変緩和前) (下段 激変緩和後)	令和2年度 (上段 激変緩和前) (下段 激変緩和後)
112.6/1000	117.4/1000
108.6/1000	109.4/1000
38,962円	41,373円
37,576円	38,554円
41,697円	43,660円
40,213円	40,686円
77万円	80万円

○介護分（40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に賦課）

	令和元年度	令和2年度	増減
所得割率	28.4/1000	29.4/1000	1.0/1000
均等割額	17,392円	18,801円	1,409円
賦課限度額	16万円	16万円	0円

府内統一	
令和元年度	令和2年度
25.8/1000	26.6/1000
19,134円	19,729円
16万円	16万円

○一人当たり保険料額

	令和元年度	令和2年度	増減
一人当たり 保険料額	90,765円	93,950円	3,185円 3.51%

府内統一	
令和元年度 (上段 激変緩和前) (下段 激変緩和後)	令和2年度 (上段 激変緩和前) (下段 激変緩和後)
99,459円	105,435円
96,472円	99,432円

案件 3 令和 2 年度堺市国民健康保険料率等について [諮問事項]

第 1 前提条件

- 1 保険料率及び賦課限度額は、大阪府が定める市町村標準保険料率（府内統一）とする。
- 2 ただし、平成 30 年度から令和 5 年度までの保険料率については、毎年度、条例改正により特例を定めて、本市独自の激変緩和措置を行う。

第 2 諮問事項の要旨

1 賦課限度額の改定について

基礎賦課限度額を、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、610,000円とする。

※ 令和 2 年度税制改正大綱において、国民健康保険の賦課限度額のうち、基礎賦課限度額（医療分）については、現行 61 万円から 2 万円引き上げ 63 万円とし、介護納付金賦課額（介護分）については、現行 16 万円から 1 万円引き上げて 17 万円とすることとされている。

しかし、大阪府が定める令和元年度の市町村標準保険料率における賦課限度額は平成 30 年度の政令上の賦課限度額で設定されており、令和 2 年度の市町村標準保険料率における賦課限度額は令和元年度の政令上の限度額とする条件で算定されている。

このため、本市も、令和 2 年度市町村標準保険料率における賦課限度額（令和元年度の政令上の限度額）に合わせて改定するもの。

【国民健康保険料の賦課限度額の推移】

	平成 30 年度 政令	令和元年度 政令	令和 2 年度 税制改正大綱
基礎賦課限度額	58 万円	61 万円	63 万円
後期高齢者支援金等 賦課限度額	19 万円	19 万円	19 万円
介護納付金賦課限度額	16 万円	16 万円	17 万円
合計	93 万円	96 万円	99 万円

2 令和2年度分の国民健康保険料に係る特例について

(1) 保険料負担上昇の激変緩和

医療分の保険料率は、基金繰入等によって保険料負担の激変緩和を行う。

【医療分の保険料率】

所得割の料率	均等割の額	平等割の額
8.08%	22,911円	27,118円

(2) 賦課割合の変更に当たっての激変緩和

支援分と介護分の賦課割合は、下表のとおり、令和5年度までの激変緩和措置期間中は、大阪府が定める市町村標準保険料率の賦課割合に1/5ずつ段階的に近づけるよう変更する。なお、所得や人数により府が定める賦課割合に毎年度多少の変動があるため、下表に記載する令和3年度以降の賦課割合は確定値でない。

【支援分の賦課割合】

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	府	差
所得割	48	47.16	46.33	46.04	45.76	45.48	45.19	44.91	-1.42
均等割	30	30.71	31.41	31.80	32.18	32.57	32.96	33.34	1.93
平等割	22	22.13	22.26	22.16	22.06	21.95	21.85	21.75	-0.51

【介護分の賦課割合】

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	府	差
所得割	48	46.76	45.72	45.04	44.35	43.67	42.98	42.30	-3.42
均等割	52	53.24	54.28	54.96	55.65	56.33	57.02	57.70	3.42

(単位：%)

【計算例】 令和2年度の支援分の均等割の場合

令和元年度賦課割合 + (府の賦課割合 - 令和元年度賦課割合) ÷ 5

$$31.41 + \underbrace{(33.34 - 31.41)}_{0.39} \div 5 = 31.80$$

《令和2年度堺市国民健康保険料の算定について》

○医療分(一般被保険者分)

年度内に大阪府に支払う事業費納付金(医療分)の見込み額から、過去3か年の過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の65%分や、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金等を差し引いた額を保険料として徴収する。

<歳出 172.1億円>

大阪府に支払う 事業費納付金(医療分)

<歳入 172.1億円>

一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	25.2億円
	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	12.4億円
	出産育児一時金の2/3	1.3億円
	財政安定化支援事業繰入金	13.4億円
	法定外繰入金※	1.0億円
	※医療費助成制度実施に伴う 国庫負担金等の減額調整分の補填	
その他公費	1.1億円	
平成28年度から平成30年度までの過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の65%分		4.0億円
財源投入額(基金繰入額)		14.0億円
保険料収納必要額		99.7億円

○支援分(一般被保険者分)

年度内に大阪府に支払う事業費納付金(支援分)の見込み額から、過去3か年の過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の65%分や、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金等を差し引いた額を保険料として徴収する。

<歳出 50.2億円>

大阪府に支払う 事業費納付金(支援分)

<歳入 50.2億円>

一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	9.2億円
	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	3.8億円
平成28年度から平成30年度までの過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の65%分		1.1億円
保険料収納必要額		36.1億円

○介護分(一般被保険者+退職被保険者分)

年度内に大阪府に支払う事業費納付金(介護分)の見込み額から、過去3か年の過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の65%分や、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金等を差し引いた額を保険料として徴収する。

<歳出 19.0億円>

大阪府に支払う 事業費納付金(介護分)

<歳入 19.0億円>

一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	3.7億円
	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	1.1億円
平成28年度から平成30年度までの過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の65%分		0.6億円
保険料収納必要額		13.6億円

令和2年度堺市国民健康保険 医療分保険料について

資料3-4 ②

◎堺市国民健康保険 医療分保険料

	令和元年度	令和2年度
所得割額	81.9/1000	80.8/1000
均等割額	21,357円	22,911円
平等割額	26,400円	27,118円
賦課限度額	58万円	61万円

(参考)医療分保険料率の積算

① 一般被保険者に係る基礎賦課総額の積算

A 歳出見込額	17,209,211千円
事業費納付金(医療分)	18,548,734千円
一)大阪府による激変緩和財源	▲ 1,339,523千円
B 歳入見込額(一般会計繰入金等)	7,238,670千円
一般会計繰入金	
基盤安定繰入金(保険料軽減分)	2,519,775千円
基盤安定繰入金(保険者支援分)	1,244,548千円
出産育児一時金の2/3	132,360千円
財政安定化支援事業繰入金	1,336,811千円
法定外繰入金	100,633千円
その他公費	110,873千円
過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の65%分	398,562千円
財源投入額(基金繰入金)	1,395,108千円

歳出見込額 - 歳入見込額 = 保険料収納必要額

保険料収納必要額

17,209,211千円 - 7,238,670千円 = 9,970,541千円

収納率見込み(大阪府が設定する標準収納率)	一般	92.39%
-----------------------	----	--------

保険料調定額

9,970,541千円 ÷ 92.39% = 10,791,797千円

算定上の賦課額

10,791,797千円 + 2,526,991千円(保険料軽減分等) = 13,318,788千円

② 保険料の積算

被保険者に係る総所得金額等の総額見込額	80,621,525千円
被保険者見込数	172,131人
世帯見込数	105,500世帯

所得割額 = 13,318,788千円 × 約48.91% ÷ 80,621,525千円

均等割額 = 13,318,788千円 × 約29.61% ÷ 172,131人

平等割額 = 13,318,788千円 × 約21.48% ÷ 105,500世帯

※実際の料率設定に当たっては、端数調整を行っています。

令和2年度堺市国民健康保険 支援分保険料について

資料3-4 ③

◎ 堺市国民健康保険 支援分保険料

	令和元年度	令和2年度
所得割額	27.1/1000	28.1/1000
均等割額	8,316円	8,924円
平等割額	9,748円	10,147円
賦課限度額	19万円	19万円

(参考) 支援分保険料率の積算

① 一般被保険者に係る後期高齢者医療支援金等賦課総額の積算

A 歳出見込額	5,022,984千円
事業費納付金(支援分)	5,022,984千円
B 歳入見込額(一般会計繰入金等)	1,409,612千円
基盤安定繰入金(保険料軽減分)	916,389千円
基盤安定繰入金(保険者支援分)	381,482千円
過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の65%分	111,741千円

歳出見込額 - 歳入見込額 = 保険料収納必要額

保険料収納必要額

$$5,022,984千円 - 1,409,612千円 = 3,613,372千円$$

収納率見込み(大阪府が設定する標準収納率)	一般	92.39%
-----------------------	----	--------

保険料調定額

$$3,613,372千円 \div 92.39\% \approx 3,911,000千円$$

算定上の賦課額

$$3,911,000千円 + 919,495千円(保険料軽減分等) = 4,830,495千円$$

② 保険料の積算

被保険者に係る総所得金額等の総額見込額	79,144,481千円
被保険者見込数	172,131人
世帯見込数	105,500世帯

$$\text{所得割額} = 4,830,495千円 \times 46.04\% \div 79,144,481千円$$

$$\text{均等割額} = 4,830,495千円 \times 31.80\% \div 172,131人$$

$$\text{平等割額} = 4,830,495千円 \times 22.16\% \div 105,500世帯$$

※実際の料率設定に当たっては、端数調整を行っています。

令和2年度堺市国民健康保険 介護分保険料について

資料3-4 ④

◎堺市国民健康保険 介護分保険料

	令和元年度	令和2年度
所得割額	28.4/1000	29.4/1000
均等割額	17,392円	18,801円
平等割額	-	-
賦課限度額	16万円	16万円

(参考)介護分保険料率の積算

① 介護納付金賦課総額(一般+退職)の積算

A 歳出見込額	1,896,298千円
事業費納付金(介護分)	1,896,298千円
B 歳入見込額(一般会計繰入金等)	539,105千円
基盤安定繰入金(保険料軽減分)	374,377千円
基盤安定繰入金(保険者支援分)	106,436千円
過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の65%分	58,292千円

歳出見込額 - 歳入見込額 = 保険料収納必要額

保険料収納必要額

$$1,896,298千円 - 539,105千円 = 1,357,193千円$$

収納率見込み(大阪府が設定する標準収納率)	一般・退職	92.39%
-----------------------	-------	--------

保険料調定額

$$1,357,193千円 \div 92.39\% \approx 1,468,983千円$$

算定上の賦課額

$$1,468,983千円 + 374,377千円(保険料軽減分) = 1,843,360千円$$

② 保険料の積算

被保険者に係る総所得金額等の総額見込額	28,239,758千円
被保険者見込数	53,886人

$$\text{所得割額} = 1,843,360千円 \times 45.04\% \div 28,239,758千円$$

$$\text{均等割額} = 1,843,360千円 \times 54.96\% \div 53,886人$$

※実際の料率設定に当たっては、端数調整を行っています。

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の

改正概要（案）について

1 改正の趣旨

令和2年度の大阪府統一保険料率の算定結果に基づき、医療分保険料の賦課限度額の改定及び令和2年度分の保険料に関する特例措置を設けるとともに、関係政令の改正等に伴う低所得者の保険料軽減に係る所得基準の引上げ及び保険料の減免に係る規定、その他所要の改正等を行うもの

2 改正の内容

- (1) 基礎賦課限度額（医療分保険料の限度額）を58万円から61万円に改定するもの
- (2) 令和2年度の保険料について、本市独自の激変緩和措置を講じるため、保険料率に係る特例規定を設けるもの
- (3) 保険料の政令軽減のうち、5割軽減及び2割軽減に係る所得基準について、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正に伴い引上げを行うもの（ただし、当該規定の改正は改正政令の公布を条件とする）
- (4) その他規定の整備を行うもの

3 施行期日

令和2年4月1日から施行するものであること。

本市における 保険者努力支援制度等の 状況について

堺市 健康福祉局 生活福祉部 国民健康保険課
健康部 健康医療推進課

(1) 保険者努力支援制度とは

平成30年度より創設された、保険者（都道府県・市町村）における医療費の適正化への取組みや国保が抱える課題への対応等を通じて保険者機能の役割を発揮することにより、国保の財政基盤を強化する観点から、適正かつ客観的な評価指標に基づき、保険者としての努力を行っているとして評価される自治体に対して国が支援金を交付する仕組み。

・ 予算規模（全国ベース）

平成30年度 840億円

令和元年度 910億円

保険者共通の指標について（H30年度分）

項目	配点	得点
(1)特定健診受診率・特定保健指導の実施率・メタボ該当者及び予備軍の減少率	150	0
(2)がん検診受診率・歯周疾患（病）健診受診率	55	25
(3)糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況	100	75
(4)個人インセンティブ・分かりやすい情報提供	95	25
(5)重複服薬者に対する取組みの実施状況	35	0
(6)後発医薬品の促進の取組・使用割合	75	35
合計	510	160

国保固有の指標について（H30年度分）

項目	配点	得点
(1)収納率向上に関する取組の実施状況	100	50
(2)データヘルス計画の策定状況	40	33
(3)医療費通知の取組みの実施状況	25	25
(4)地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況	25	5
(5)第三者求償の取組の実施状況	40	21
(6)適正かつ健全な事業運営の実施状況	50	27
合計	280	161

◎評価結果

平成30年度の交付金は、平成29年度までの取組みが評価対象。
 本市の得点は、790点中 321点（府内30位） → 約2.65億円の交付金

(2) 保険料の収納率向上に対するインセンティブとは

大阪府は、各市町村の実収納率と府が定める人口規模別基準収納率を比較して、標準収納率を設定

- ・ 実収納率が上回った場合、インセンティブを付与
- ・ 実収納率が下回った場合、収納率向上の努力分として実収納率に一定割合を上乗せ

令和2年度における本市の標準収納率の設定について

規模区分	実収納率 (直近値+最高値)/2	規模別 平均収納率	規模別 基準収納率 (▲1.0%)	標準収納率 (上回っている値 の1/2がインセンティブ)
10万人以上	94.74%	91.03%	90.03%	92.39%

$$\begin{array}{rcl} \text{標準収納率} & = & \text{規模別基準収納率} + (\text{実収納率} - \text{規模別基準収納率}) / 2 \\ 92.39\% & & 90.03\% \quad \underbrace{94.74\% - 90.03\%}_{4.71 \div 2 \doteq 2.36\%} \end{array}$$

◎収納率向上によるメリット（インセンティブ）

令和2年度における実際の収納率と標準収納率との差が本市のインセンティブとなる。

令和2年度現年収納率が94.74%（平成30年度と同値）の場合

保険料調定額 約162億円 × 2.36%（94.74%-92.39%） → 約3.8億円(インセンティブ)